## ◎北朝鮮当局によって拉致された被害

## 者等の支援に関する法律の一部を改

## 正する法律

(平成二六年一一月二七日法律第一二三号)(衆

提案理由(平成二六年一一月一四日・衆議院本会議

内容は次のとおりであります。 老齢給付金の支給等の施策を講じようとするもので、その主な 得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、 案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。 拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律 いる状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所 ○平沢勝栄君 ただいま議題となりました北朝鮮当局によって 本案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等が置かれて

等としております。 以上であるもの等に対し、老齢給付金を、毎月、支給すること 第一に、国は、永住被害者または永住配偶者であって六十歳

> が六十五歳に達した後に死亡したもの等に対し、配偶者支援金 を、毎月、支給することとしております。 第二に、国は、 永住配偶者であってその配偶者である被害者

より、その間の老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金 邦に住所を有するに至った被害者に対し、当該被害者の請求に 給開始年齢に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本 第三に、国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支

を支給することとしております。

提出の法律案とすることに決したものでございます。 において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会 本案は、本日の北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

何とぞ速やかに可決くださいますようお願い申し上げます。

## 員長報告(平成二六年一一月一九日)

参議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委

の経過と結果を御報告申し上げます。 ○中曽根弘文君 ただいま議題となりました法律案につきまし 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における審査

対する支給期限が平成二十七年三月に到来すること、帰国した 拉致被害者が今後退職年齢に達する中で、長期間の拉致により 本法律案は、拉致被害者等給付金について、現在の受給者に

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律

であります。 であります。 であります。 特別給付金の支給等の施策を講じようとするもの良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金や配良好かつ平穏な生活の確保に資する必要があること等に鑑み、国に向けた準備に遺漏なきを期する必要があること等に鑑み、野蓄等が十分でないこと、また、今後の新たな拉致被害者の帰

のと決定いたしました。の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきも委員会におきましては、提出者である衆議院北朝鮮による拉委員会におきましては、提出者である衆議院北朝鮮による拉

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

以上、御報告申し上げます。